

青森県報

号外第三十三号

平成十五年三月三十一日(月曜日)

目 次

規 則

青森県農産物産出促進法施行規則の一部を改正する規則……………	(税務課) …… 一
青森県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則……………	(監理課) …… 二
青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………	(建築住宅課) …… 三
青森県財務規則の一部を改正する規則……………	(経理課) …… 四
訓 令	
青森県農業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令……………	(団体経営課) …… 五
告 示	
出納長の事務の一部委任の一部改正……………	(経理課) …… 六

規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第三十七号

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第二項中「並びに郵便振替規則(昭和二十三年逓信省令第三十二号)第九十五条第一項の規定による指定郵便局」を削り、同項の表を次のように改める。

加 入 者 名	口 座 番 号
青森県指定金融機関株式会社青森銀行県庁支店	〇二三三〇〇九六〇二七番
青森県指定金融機関株式会社青森銀行弘前支店	〇二三四〇一九六〇二八番
青森県指定金融機関株式会社青森銀行八戸支店	〇三三一〇一九六〇三三番
青森県指定金融機関株式会社青森銀行五所川原支店	〇三三八〇九六〇三〇番
青森県指定金融機関株式会社青森銀行十和田支店	〇三三四〇五九六〇三六番
青森県指定金融機関株式会社青森銀行むつ支店	〇三三九〇八九六〇三二番

第八条中「第四百条第一項第四号口」を「第四百条第一項第二号口」に改める。
 第八条の二第二項中「同条第一項第四号」を「同条第一項第二号」に改める。
 第十三条の十一第五項第三号中「収益事業」を「その他の事業」に改める。
 第十六号様式の一を次のように改める。

第16号様式（第8条の2関係）

その1（国民体育大会その他の競技会以外の場合）

特別徴収義務者		年 月 日	
様			
ゴルフ場利用税率軽減申出書			
青森県国税条例第104条第1項の規定の適用を受けたいので、同条第2項の規定により申し出ます。			
申 出 人	住 所	年 月 日	
氏 名			
	年 齢	歳	
		会 員 ・ 非 会 員 の 別	
		会 員 ・ 非 会 員	
申出の事由	[該当するものの番号を で囲んでください。]		
	提示し、又は提出する書類		
1 65歳以上70歳未満の者であること。	生年月日	年 月 日	
	書類の名称		
2 早期又は簿籍において利用を行う者であること。			
<p>(備考) 申出の事由1に該当する者は、この申出書の提出の際に、当該事由に該当することを証する書類を当該ゴルフ場の特別徴収義務者に提示し、又は提出してください。</p>			

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 5 縦長とする。

附 則

- この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第十三条の十一第五項第三号の改正規定は、同年五月一日から施行する。
- 改正前の青森県国税条例施行規則第十六号様式のその一の規定により調製したゴルフ場利用税率軽減申出書の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。



青森県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第三十八号

青森県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則

(趣 旨)

第一条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号。以下「法」という。）第五章の規定の施行については、解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十二号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(書 類 及 び 届 出 の 経 由)

第二条 法第二十二條の規定による知事への書類の提出並びに法第二十五條第一項及び第二十七條第一項の規定による知事への届出は、主たる営業所を県内に有する者にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する県土整備事務所長を経由して行わなければならない。

(登 録 簿 の 閲 覧)

第三条 法第二十六條の規定により解体工事業者登録簿（以下「登録簿」という。）を一般の閲覧に供するため、閲覧所を青森県県土整備部監理課及び県土整備事務所（登録簿に置く）の総務室に置く。

2 閲覧所の閲覧日は、青森県の休日に関する条例（平成元年三月青森県条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日以外の日とする。

3 閲覧所の閲覧時間は、午前八時三十分から午後四時四十五分までとする。

- 4 登録簿を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、指示された場所で閲覧するものとし、登録簿を閲覧所以外の場合に持ち出してはならない。
- 5 知事は、閲覧者が、前項の規定に違反したとき、若しくは登録簿を汚損し、若しくは損したとき、又はそれらのおそれがあると認めるときは、その者の閲覧を禁止することができる。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第三十九号

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

- 第三条第二項第一号中「第五十二条第七項、第八項若しくは第十一項、第五十三条第五項第三号、第五十四条の二第一項第二号」を「第五十二条第九項、第十項若しくは第十三項、第五十三条第四項若しくは第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号」に、「第六十八条の四第四項、第六十八条の五第二項」を「第六十八条の三第四項、第六十八条の五の二第二項」に、「又は第八十五条第三項若しくは第四項」を、「第八十五条第三項若しくは第四項、第八十六条第三項若しくは第四項若しくは第八十六条の二第二項若しくは第三項」に改め、「申請」の下に「又は法第八十六条の五第一項の規定による許可の取消しの申請」を加え、同項第二号中「第六十八条の三第一項、第四項若しくは第五項、第六十八条の四第一項から第三項まで、第六十八条の五第一項」を「第六十八条の三第一項から第三項まで、第六十八条の四第六十八条の五の四第一項若しくは第二項、第六十八条の五の五」に、「第八十六条の六第二項」を「若しくは第八十六条の六第二項」に改める。

第十一条の二を削る。

第十五条第一項の表中「第五十二条第七項、第八項若しくは第十一項、第五十四条

- の二第一項第二号」を「第五十二条第九項、第十項若しくは第十三項、第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号」に、「第六十八条の四第四項、第六十八条の五第二項」を「第六十八条の三第四項、第六十八条の五の二第二項」に改め、同条に次の三項を加える。

- 3 施行規則第十条の十六第一項第四号に規定する規則で定める図書又は書面(法第八十六条第三項又は第四項の規定による許可の申請に係るものに限る。)は、日影図とする。ただし、施行規則第十条の十六第一項第一号の規定により日影図を提出するものとされる者については、この限りでない。

- 4 施行規則第十条の十六第二項第三号に規定する規則で定める図書又は書面(法第八十六条の二第三項の規定による許可の申請に係るものに限る。)は、日影図とする。ただし、施行規則第十条の十六第二項第一号の規定により日影図を提出するものとされる者については、この限りでない。

- 5 施行規則第十条の十六第三項第三号に規定する規則で定める図書又は書面は、日影図とする。ただし、同項第一号の規定により日影図を提出するものとされる者については、この限りでない。

- 第十七条中第三十六号を第四十一号とし、第三十五号を第四十号とし、第三十四号を第三十九号とし、同条第三十三号中「第八十六条第一項若しくは第二項又は第八十六条の二第一項」を「第八十六条第一項から第四項まで又は第八十六条の二第一項から第三項まで」に改め、「認定」の下に「又は許可」を加え、同条第三十八号とし、同条第三十二号中「第八十六条の二第一項」を「第八十六条の二第一項から第三項まで」に改め、「認定」の下に「又は許可」を加え、同条第三十七号とし、同条第三十一号中「第八十六条第一項又は第二項」を「第八十六条第一項から第四項まで」に改め、「認定」の下に「又は許可」を加え、同条第三十六号とし、同条第三十号を第三十五号とし、第十九号から第二十九号までを五号ずつ繰り下げ、同条第十八号中「第七十五条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二十三号とし、同条中第十七号を第二十二号とし、第十四号から第十六号までを五号ずつ繰り下げ、第十九号の前に次の四号を加える。

- 十五 法第五十二条第二項第二号若しくは第三号又は第七項の規定により区域を指定したとき。

- 十六 法第五十二条の二第三項の規定により特例容積率の限度を指定したとき。

- 十七 法第五十二条の三第二項の規定により特例容積率の限度の指定を取り消したとき。

- 十八 法第五十六条第一項第二号の規定により区域を指定したとき。

第十七条中第十三号を第十四号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、

第二号の次に次の一号を加える。

三 法第七条の三第一項又は第六項の規定により特定工程又は特定工程後の工程を指定したとき。

第十七条に次の一号を加える。

四十二 法別表第三の備考第三号の規定により区域を指定したとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の二の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第四十号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表以外の部分中「局」の下に「課」を加え、同項の表中「局、公所」を「局、課、公所」に、「出納局」を「出納局 局分任出納員」を「出納局 局分任出納員」に改める。

第三十九条第三項第二号中「母子休養ホーム」を削り、同項中第十五号を第十六号とし、第四号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料

第四十七条第二項中「第四条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改める。

第五十一条中「郵便振替の口座番号及び郵便振替規則（昭和二十三年通信省令第三

十二号）第九十五条による指定郵便局」を「郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第五十八条に規定する払込金又は振替金を受け入れる口座の番号及び当該払込金又は振替金を取りまとめる郵便局」に改め、「の各号」を削り、同条第二号中「指定郵便局」を「取りまとめ郵便局」に改める。

第九十五条中「の各号」を削り、「第六号に掲げる」を「第三号に掲げる」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、第八号を第五号とする。

第一百五十四条第三号中「年八・二五パーセント」を「年三・六パーセント」に改める。

第二百四十五条中「に、登記又は登録を要する財産については登記簿謄本又は登録簿謄本及び関係図面を添え、出納局事務局長を経て知事に報告しなければ」を「作成しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 取得した財産について登記又は登録を要するものについては、登記簿謄本又は登録簿謄本

登録簿謄本

二 関係図面

第二百四十六条の見出しを「（登記又は登録）」に改め、同条第二項を削る。

第二百四十七条中「前条第一項」を「前条」に改める。

第二百六十六条第一項中「班長」を「別に定める職にある者」に改める。

第三百三十一条第二項中「（資金の前渡が定期に行われぬものについては、その資金ごと）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、資金の前渡が定期に行われぬものについては、この限りでない。

第三百三十四条中「公所の分任出納員」を「課及び公所の分任出納員」に改め、「までに」の下に「課の分任出納員にあつては局出納員に、公所の分任出納員にあつては」を加える。

別記第二の第三十四条第十一項、第四十一条第二項及び第四項並びに第四十九条第三項中「冊8.25パーセント」を「冊3.6パーセント」に改める。

別表第一中「青森県環境保健センター」を「青森県環境保健センター」に、

「青森県産業技術開発センター」

「青森県工業試験場」

「青森県計量検定所」

を「青森県工業総合研究センター」に、

「青森県機械金属技術研究所」

水産加工業協同組合連合会

四 農業協同組合法第九十三条第三項及び水産業協同組合法第二百二十二条第三項に規定する子会社（以下「子会社」という。）

第三条中「農業」を「農林水産業」に改める。

別記様式の表)中「漁業協同組合」を「漁業協同組合」に改め、「第94条」の次に、「森林組合法第111条及び水産業協同組合法第123条」を加え、同様の裏中「農業協同組合及び農業協同組合並びにこれらの子会社並びに農事協同組合」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

(青森県水産業協同組合等検査規程及び青森県森林組合等検査規程の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

一 青森県水産業協同組合等検査規程(平成十二年三月青森県訓令甲第二十五号)

二 青森県森林組合等検査規程(平成十二年三月青森県訓令甲第二十四号)

告 示

青森県告示第二百十四号

昭和四十九年四月一日青森県告示第二百十七号(出納長の事務の一部委任)の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から施行する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

出納員の項の表中

<p>公所(県税事務所を除く。)に属する次に掲げる事務</p> <p>一 税外諸収入金に係る収入命令の審査に関すること。</p>	<p>公所の出納員</p>
--	---------------

二 税外諸収入金及び歳出戻入金の収納事務のうち現金又は証券の収納に関すること。

三 支出負担行為の確認に関すること。

四 一時取扱金の出納(払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。)及び保管に関すること。

五 物品の出納及び保管に関すること。

六 前各号に規定する事務に附帯する事務に関すること。

公所(県税事務所を除く。)に属する次に掲げる事務(公所の下部機関等の出納員に委任された当該下部機関等に属する事務を除く。)

一 税外諸収入金に係る収入命令の審査に関すること。

二 税外諸収入金及び歳出戻入金の収納事務のうち現金又は証券の収納に関すること。

三 支出負担行為の確認に関すること。

四 一時取扱金の出納(払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。)及び保管に関すること。

五 物品の出納及び保管に関すること。

六 前各号に規定する事務に附帯する事務に関すること。

同上の出納員

公所の下部機関等(青森県農林総合研究センター(環境保全部、水稻栽培部、水稻育種部、水田利用部及び病害虫防除室に限る。))並びに同センターの畑作園芸試験場、

を

に改め、

<p>りんご試験場、畜産試験場及び林業試験場、青森県水産総合研究センターの増養殖研究所及び内水面研究所並びに青森県ふるさと食品研究センターの下北ブランド研究開発センター及び農産物加工指導センターに限る。）に属する次に掲げる事務</p> <p>一 税外諸収入金に係る収入命令の審査に関すること。</p> <p>二 税外諸収入金及び歳出戻入金の収納事務のうち現金又は証券の収納に関すること。</p> <p>三 支出負担行為の確認に関すること。</p> <p>四 一時取扱金の出納（払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。）及び保管に関すること。</p> <p>五 物品の出納及び保管に関すること。</p> <p>六 前各号に規定する事務に附帯する事務に関すること。</p>	
<p>分任出納員の項の表中</p> <p>公所出納員が、出納長の事務の一部を委任された事務のうち、次に掲げる公所の支場等の税外諸収入金の収納事務及びこれに附帯する事務</p> <p>一 青森県工業試験場青森木工分場</p> <p>二 青森県農業試験場藤坂支場</p> <p>三 青森県農業試験場砂丘分場</p> <p>四 青森県りんご試験場県南果樹研究センター</p> <p>五 青森県畜産試験場和牛改良技術センター</p> <p>六 青森県畜産試験場養鶏部</p>	<p>同上の分任出納員</p>

を

<p>出納局の経理課長の職にある出納員が、出納長の事務の一部を委任された事務のうち、次に掲げるものの収納事務及びこれに附帯する事務</p> <p>一 青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第十五条の行政文書等の写しの作成及び送付に要する費用</p> <p>二 青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第二十一条の個人情報が記録されている行政文書等の写しの作成及び送付に要する費用</p>	<p>同上の分任出納員</p>
<p>公所出納員が、出納長の事務の一部を委任された事務のうち、健康福祉こどもセンター（二戸地方健康福祉こどもセンターを除く。）の福祉部及びこども相談部、青森県工業総合研究センター弘前地域技術研究所並びに青森県農林総合研究センターの畜産試験場養鶏部及び林業試験場加工技術部の税外諸収入金の収納事務及びこれに附帯する事務</p>	<p>総務部総務学事課の分任出納員</p>

に改める。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭